

お知らせ

調整給付金(不足額給付分)の 申請締切は10月31日です

令和6年度に実施された調整給付金(当初給付分)で、令和6年の所得税が確定した後に支給額に不足が生じた方などに対し、追加で支給する調整給付金(不足額給付分)の申請書類などを7月と8月に郵送しました。

締切後の申請は給付の対象外となりますのでご注意ください。

また、申請書類などが届いていない方で対象と見込まれる方は税務課までご連絡ください。

申請期限 10月31日(金)必着

申請方法

- ・オンライン申請
- ・申請書類を郵送または役場窓口へ提出

☎税務課 ☎388-1112

高等学校就学準備等支援金

中学校卒業後の高校進学や就職などの準備費用として、支援金を支給します。

支給対象者

次の条件をすべて満たす方

①令和7年9月30日時点で笠松町に住民登録があり、中学校3年生の児童を養育する方(父母または祖父母)

②対象児童と同居し監護している方

支給額 児童1人につき3万円

申請・支給方法

- ・児童手当を町から支給している方:児童手当登録口座へ振込み(申請不要)
- ・上記以外の方:申請書に必要書類を添付して提出→随時口座へ振込み

申請期限 令和8年1月30日(金)

☎福祉子ども課 ☎388-1116

令和8年度保育所(園)入所(園)受付

令和8年4月から入所(園)を希望される方はお申し込みください。

対象者 笠松町に住民登録があり、保護者が会社勤務や内職・自営業に従事、または病気(出産などを含む)や看病などの理由で保育を必要とする家庭の児童

申込期間 10月1日(水)~31日(金)

申込場所 役場2階 福祉子ども課(申込書類は各保育所(園)と役場福祉子ども課で配布)

保育所(園)	対象年齢	住 所	電話番号
第一保育所	3か月~年少前	上新町172番地	387-2664
松枝保育所 ※	1歳6か月~就学前	北及1783番地	387-2298
下羽栗保育所 ※		無動寺228番地	387-2496
笠松保育園 ※	1歳~就学前	西宮町44番地の2	387-2947
認定こども園 笠松双葉幼稚園 ※	8か月~就学前	北及66番地	387-9155

※障がい児保育(第一保育所を除く)も行っています。

☎福祉子ども課 ☎388-1116



住みなれた自宅での生活を支えます。

**訪問看護ステーションしのぶ
ケアプランセンターしのぶ**

株式会社しのぶ
岐阜県羽島郡笠松町北及180番地
第2カトービル 1階 A号室
TEL 058-218-2277 FAX 058-218-2278

わたしたちにできること
それは「快適なオフィス環境」につながるご提案のすべてです

中部事務機株式会社

本 社 岐阜市都通1丁目15番地 ☎(058)251-7191
大 垣 支 店 大垣市築捨町5丁目69番地1 ☎(0584)89-0711
東 濃 支 店 可児市羽崎495番地1 ☎(0574)62-8490